

## 事業の趣旨

熊本県では、地域の活性化や令和2年7月豪雨からの復旧・復興を目指し、市町村や地域団体等による自主的な地域づくりを後押しするため、次の分野の取組みについて補助事業を実施します。

**本事業は、地域の特性や地域資源を活かして、地域の課題解決のために行う、新たな、地域づくりの取組みを支援するものです。**

## 補助事業の分野

分野	補助対象事業	事業実施者
人口減少対策(地域づくり人材の育成)	地域課題の解決に向けて、若者や地域おこし協力隊など地域づくりの担い手となる人材の掘り起こしや育成等を目的として行う取組み	市町村等 地域団体等
地域の宝さがし	地域の活性化を図るため、地域にある資源を洗い出し、地域内外へ情報発信等を行う地域づくりの取組み	市町村等 地域団体等
起業の誘発	地域の課題解決に向けて、ビジネスの手法を活用して取り組むコミュニティ・ビジネス等の開始又は規模拡大等、起業に向けた取組み	市町村等 地域団体等
交流の促進	地域の資源や特性を磨き上げ、それらを生かして県内外からの交流人口の拡大を促進する取組み	市町村等 地域団体等
豪雨枠	令和2年7月豪雨からの復興に向けて、被災地域における交流人口減少に歯止めをかけるため、自然・食・文化等の地域資源を活かしたPRイベントの開催や地域の魅力発信などの取組み	市町村等 地域団体等
その他の取組み	上記以外の地域づくりの取組みのうち、地域の特性や優位性を生かした先進的かつモデル的な取組み	市町村等 地域団体等

「市町村等」とは、市町村、広域連合、一部事務組合、及び市町村が参画し、かつ中心となって運営する実行委員会・協議会等をいいます。

熊本市が実施主体となる事業は対象としません。ただし、熊本市が他市町村等と連携して事業を実施し、その効果が県内に波及すると認められた場合は、補助対象となることがあります。

「地域団体等」とは、地域づくり団体、地域コミュニティ組織、NPO法人、福祉・商工・農林水産・文化関係団体、及び地域づくり団体等で構成する実行委員会・協議会等をいいます。

## 同一事業に関する地域づくり夢チャレンジ推進補助金の交付上限

「地域づくり夢チャレンジ推進補助金交付要項」第3条第2項第2号では、次のとおり規定しています。

事業実施者にとって新規に取り組む事業又は平成31年度(2019年度)以降に新規にこの補助金の交付を受けた事業で、知事が複数年にわたる支援が必要と認める事業であること。

この『平成31年度(2019年度)以降に新規にこの補助金の交付を受けた事業で、知事が複数年にわたる支援が必要と認める事業』は、下記の要件を満たす事業を対象とします。

### 記

平成31年度(2019年度)から令和4年度(2022年度)までの間において、当該補助金(地域づくり夢チャレンジ推進補助金)の交付を受けた回数が2回以内のものであるもの。

同一事業に関する地域づくり夢チャレンジ推進補助金の交付は3回が上限であるというこれまでの取扱いに変更ありません。

## 事業計画書提出から補助金交付までの流れ

### (1) 事業計画書提出手続き

地域団体等は、事業計画書及び補助金交付要項に定めるその他必要と認める書類を、市町村へ提出してください。提出部数、市町村への提出方法、時期等の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

市町村等は、事業計画書及び補助金交付要項に定めるその他必要と認める書類を、次の期間までに最寄りの地域振興局総務振興課又は振興課（熊本市内の団体については県庁地域振興課、山鹿市においては県北広域本部振興課）まで提出してください。

なお、市町村は、市町村等の事業及び管内地域団体等の事業をとりまとめて提出してください。

市町村から県への提出期間（補助金交付要項で定める募集期間）

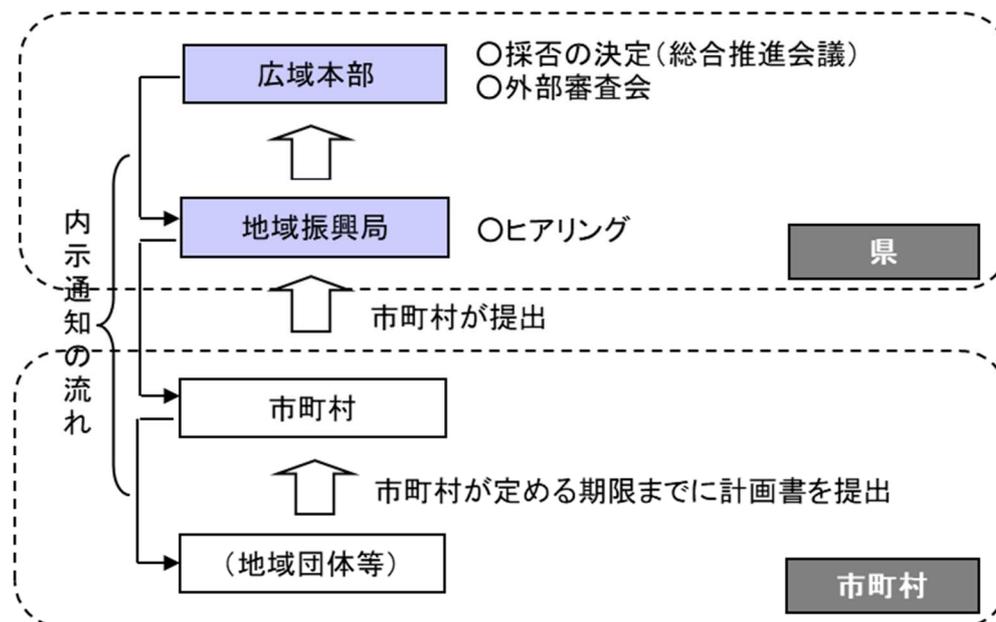
**令和5年（2023年）4月4日（火）～令和5年（2023年）4月18日（火）**

ただし、予算状況によっては、追加の募集を行う場合があります。

地域団体等から市町村への提出期限

市町村が指定する期日までに、市町村へ提出してください。

### 事業計画書提出の流れ



※交付申請や実績報告等の手続きについても、同様の流れになります。

### (2) 補助対象事業の選定

ヒアリング及び書類審査を行い、補助対象事業を選定します。「起業の誘発」分野については、外部有識者を交えた審査会によるプレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーションの日時・会場については、市町村を通じて後日通知します。また、プレゼンテーション実施団体に対しては、追加資料を求めることがあります。

審査結果は、市町村に内示します。

### 市町村への内示時期

令和5年(2023年)5月下旬

内示時期は、あくまで予定であり、実際の内示は前後することもありますので、予め御了承ください。

#### (3) 交付申請・交付決定

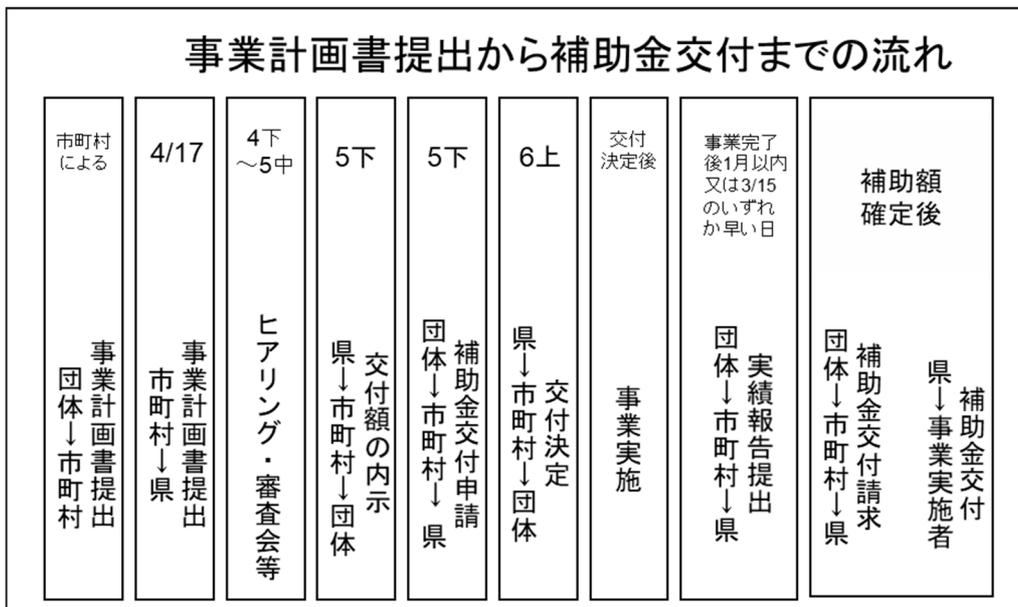
内示に基づく市町村や地域団体等からの交付申請を受け、各広域本部長が交付決定を行います。

#### (4) 実績報告書の提出

補助金の交付決定を受けた場合には、事業完了後速やかに実績報告書を提出してください(事業収支を記載した帳簿の作成等、経理状況が明確に分かるようにしておいてください)。

#### (5) 補助金の交付

補助金は、事業が完了し補助金額が確定した後、補助金交付請求書の提出を受けて支払います(必要と認められる場合は、事業完了前に概算払いできる場合があります)。



### 交付決定を受けた場合の注意事項

- (1) 交付決定を受けた場合は、申請した事業計画書に基づいて、事業を実施してください。事業計画書に記載した内容を変更する場合は、変更した内容を実行する前に、予め県に相談してください。変更の内容によっては、県に対して変更を申請し、承認又は変更交付決定を受ける必要があります(変更内容によっては承認等ができない場合もあります)。  
承認等を得ずに事業計画書と異なる事業を実施した場合、補助金の交付ができないことがあります。
- (2) 補助対象経費の支出にあたっては、領収書、請求書、納品書等の証拠書類を分かりやすく整理・保存してください。実績報告時に必要となります。
- (3) 交付決定より前に事業に着手することはできません。  
ただし、令和4年度にこの補助金の交付を受けた事業(「起業の誘発」分野を除く。)については、交付決定前着手承認申請書を提出し、承認を受けた場合は、以降、事業に着手することができます。
- (4) ハードに該当する購入備品(1品の取得価格が10万円以上)は、原則として現地確認を行います。
- (5) 本事業で人を雇用する場合は、実績報告時に賃金台帳等や出勤簿等が必要となります。

詳しくは、「令和5年度(2023年度)地域づくり夢チャレンジ推進補助金交付要項」をご覧ください。